

# (仮称)滋賀県南部介護サービス事業者協議会設立趣意書

2000年に介護保険法が施行されてから10年。

私たちは、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成する一員として、その責任を果たしていくため、以下の三つの連携を柱として、「(仮称)滋賀県南部介護サービス事業者協議会(以下、「南部協議会」)」を設立したいと考えています。

## 南部協議会が目指す三つの連携

**1. 事業者の連携**

**2. 医療との連携**

**3. 地域との連携**

設立の理由は以下のとおりです。

1. 滋賀県南部地域は、全国でも稀な人口増加継続地域であり、今後さらに介護サービスの需要増大が見込まれること。
2. そうした中で、介護を必要とする人々を支えていくために、医療、介護、地域等の連携が不可欠であること。
3. そのために、まず、介護サービス事業者が相互に連携・協力し、安定した経営基盤を築きながら、質の高いサービスを提供することが不可欠であること。

上記を実現していくため、南部協議会を設立し、以下の3つの基本方針のもと、具体的な事業を展開していきたいと思っておりますので、主旨をご理解の上、南部協議会に加入いただき、共に実践・行動して下さるよう、よろしくお願いいたします。

## 南部協議会の活動の基本方針(案)

1. 利用者起点で考える(利用者に直結することを優先する)
2. 柔軟な体制とする(既存の組織を生かす)
3. 地域の特徴を活かし、成長する協議会を目指す(新たな領域にチャレンジする)

### 1. 利用者起点で考える(利用者に直結することを優先する)

介護保険法に定める各種介護サービス事業の基準「要介護者の心身の状況等に応じて適切な(各種)サービスを提供するとともに、自らその提供する(各種)サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に(各種の)サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努める」ことを最優先で考えます。

## 2. 柔軟な体制とする（既存の組織を生かす）

南部地域においては、既に市単位やサービス事業単位での連絡協議会等が設立されており、事業者間の連携の下地があります。南部協議会は、そうした既存の組織・活動を生かしながら、新たな組織として運営すると共に、既に県内各地域で設立されている事業者協議会とも連携し、さらに大きな力にしていきたいと考えています。

## 3. 地域の特徴を生かし、成長する協議会を目指す（新たな領域にチャレンジする）

南部地域は、他の地域と比べて、医療機関や訪問看護ステーションが充実し、そのネットワークもあり、また、全国でも希な人口増加地域と予測されており、地域における人的資源が豊富であることも特徴です。

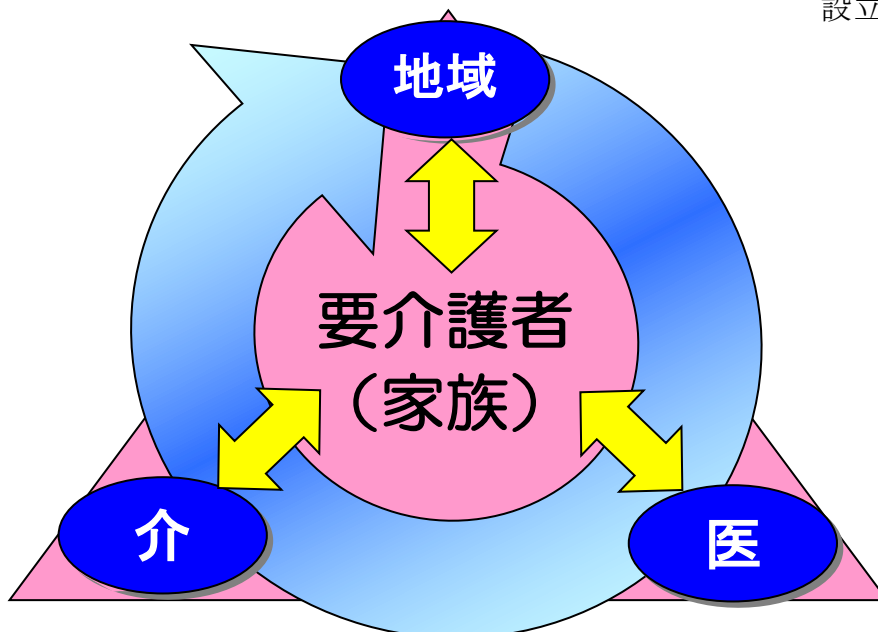
南部協議会は、こうした、これまでに蓄積された地域の特徴や強みを生かし、行政や医療機関等との連携を図るとともに、既存の介護サービス事業の枠に留まらず、地域と連携しながら、誰もが安心して暮らせる地域社会を築く一員として新たな領域にチャレンジし、発展していきたいと考えています。

### 具体的な事業内容(例)

1. 介護サービス事業者間の交流、情報交換
2. 介護サービスに関する研修会等の開催
3. 介護サービス、介護保険制度等の課題に関する調査研究、提言
4. 介護に関わる各種関係機関等との連携、協議
5. 介護サービス事業に関する広報、情報発信
6. その他介護サービスに関する課題に対応した取り組み

平成22年4月28日

(仮称)滋賀県南部介護サービス事業者協議会  
設立発起人 一同



地域・医療・介護が連携し、要介護者（介護サービス利用者とその家族）を支えるイメージを表現しています。